

技-69

第3節 消防水利

1 消防水利の種別及び有効範囲（政令第25条第8号）

政令第25条第8号に規定する、消防に必要な消防水利及びその有効範囲は次のとおりとする。

消防水利の種別		有効範囲（当該水利を中心とした円）	
消火栓	・市町村の公営水道の配水管に設置された消火栓 ・私設水道等に設置された消火栓	商業・近隣商業地域	半径100メートル
		工業・工業専用地域	半径100メートル
		その他の用途地域	半径120メートル
		市街化調整区域	半径140メートル
消火栓以外の消防水利	・市町村が維持管理する防火水槽 ・水槽、プール、河川、池その他の消防の用に供する水利で、消防法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの	半径140メートル	

（注） 崖、河川、鉄道、高速道路等の障害によりホース延長が不可能な部分は、有効範囲に含まないものとする。

2～4 （略）

技-70

第3節 消防水利

1 消防水利の種別及び有効範囲（政令第25条第8号）

政令第25条第8号に規定する、消防に必要な消防水利及びその有効範囲は次のとおりとする。

消防水利の種別		有効範囲（当該水利を中心とした円）	
消火栓	・市町村の公営水道の配水管に設置された消火栓 ・私設水道等に設置された消火栓	商業・近隣商業地域	半径100メートル
		工業・工業専用地域	半径100メートル
		その他の用途地域	半径120メートル
		市街化調整区域	半径120メートル
消火栓以外の消防水利	・市町村が維持管理する防火水槽 ・水槽、プール、河川、池その他の消防の用に供する水利で、消防法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの	半径140メートル	

（注1） 崖、河川、鉄道、高速道路等の障害によりホース延長が不可能な部分は、有効範囲に含まないものとする。

（注2） 設置から50年以上が経過した防火水槽は、消防水利の種別及び有効範囲に含まないものとする。

2～4 （略）

附 則

（施行期日）

1 第3節第1項の基準は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 改定後の基準は、施行日以後に行った都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請に適用し、施行日以前に行った法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以前に法第32条第2項の協議申請又は同項の変更協議申請を行い、それらの協議が成立した法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、改定前の基準は、なおその効力を有する。

第14章 景観計画に定められた制限に関する基準

1 用語の定義等（解釈基準）

(1)～(10) （略）

(11) 高さ5メートル以上の既存の樹木がまとまって存する、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団を切土又は盛土をせず保存する場合、その樹木の集団のうち保存する樹木の樹冠で覆われる部分（建築物にかかる部分を除く。）の水平投影面積を、「適切な植栽が行われる土地」の面積とみなすことができる。

2 （略）

3 適切な植栽が行われる土地に関する技術的基準

(1)～(3) （略）

技-102

第14章 景観計画に定められた制限に関する基準

技-103

1 用語の定義等（解釈基準）

(1)～(10) （略）

2 （略）

3 適切な植栽が行われる土地に関する技術的基準

(1)～(3) （略）

	<p>(4) 適切な植栽が行われる土地には、<u>勾配がないこと。ただし、地形上又は排水計画上やむを得ず勾配が生じる場合は 30 度以下とすることができる。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>(4) 適切な植栽が行われる土地は、<u>できる限り平坦地とし、地形上又は排水計画上やむを得ず勾配が生じる場合は 30 度以下とすること。ただし、切土又は盛土をせずに既存の樹木を保存する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p>
--	---	---